

項目		チェック	実施状況の点検
私立大学の自主性・自律性(特色ある運営)の尊重			
1-1 建学の精神		☑	建学の精神に則り、学園としての使命を果たしていくために、経営方針や人材育成に取り組んでいる。
1-2 教育と研究の目的	(1)建学の精神・理念に基づく教育研究上の目的等	☑	建学の精神・理念に基づく教育目的及び教育方針に則り、各学部適切に運用されている。
	(2)中期的(原則として5年以上)な計画の策定と実現に必要な取組みについて	☑	学校法人作陽学園経営改善計画(2020年度から2024年度)を策定し、事業計画、事業報告と併せて財務上の数値目標、入学定員充足率、各設置校の活動概要等を中心に進捗状況を点検している。
	(3)本学の社会的責任等	☑	文部科学省、日本私立学校振興・共済事業団、教職員、保護者、卒業生及び地域社会等のステークホルダーとの関係を良好に保ち、学校法人経営に当たっている。
安定性・継続性(学校法人運営の基本)			
2-1 理事会	(1)理事会の役割	☑	学校法人の経営強化を念頭におき本法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。
2-2 理事	(1)理事の責務(役割・職務・監督責任)の明確化	☑	理事の責務(役割・職務・監督責任)に関しては、法令及び寄附行為を遵守し、職務を執行している。
	(2)学内理事の役割	☑	学内理事は、知識・経験・能力を活かし、教育・研究、経営面について、大学の持続的な成長と中長期的な安定経営のため適切な業務を執行している。
	(3)外部理事の役割	☑	複数名の外部理事を選任している。外部理事は理事会において様々な視点から意見を述べ、議論の活発化に寄与している。
2-3 監事	(1)監事の責務(役割・職務範囲)について	☑	寄附行為に基づき、監事は理事会及び評議員会に出席し、法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行状況を監査している。
	(2)監事を選任	☑	寄附行為に基づき、評議員会の同意を得て監事を選任している。また、寄附行為の定めにより、適切に十分な人数を選任している。
	(3)監事監査基準	☑	監査機能の強化のため、学校法人作陽学園監事監査規程等を制定している。また、監査計画を定め、関係者に通知のうえ、学校法人作陽学園監事監査規程に基づき監査を実施し、監査結果を具体的に記載した監査報告書を作成し、理事会及び評議員会に報告し公表している。
	(4)監事業務を支援するための体制整備	☑	監事、公認会計士及び内部監査者の三者による監査結果について、意見を交換し監事監査の機能の充実を図っている。また、研修機会を提供し監事機能の向上に努めている。
2-4 評議員会	(1)諮問機関としての役割	☑	評議員会の諮問事項については、寄附行為に定め適切に運用されている。
	(2)意見具申等	☑	評議員会の意見具申等について、寄附行為に定め適切に運用されている。
2-5 評議員	(1)評議員の選任	☑	評議員の選任については、寄附行為に定め適切に運用されている。
教学ガバナンス(権限・役割の明確化)			
3-1 学長	(1)学長の責務(役割・職務範囲)	☑	①学長は、学則に掲げる目的を達成するため、リーダーシップを発揮し、大学教学運営を統括し、所属教職員を統括している。 ②学長は、理事会から委任された権限を行使し、適切に学校を運営している。 ③学長は、所属教職員が、学長方針、中期的な計画、学校法人経営情報を十分理解できるよう、これらを積極的に周知し共有することに努めている。
	(2)学長補佐体制	☑	教職員組織規則に、副学長、学長補佐を置くことができるよう定め、適切に運営している。また、各学部長についても教職員組織規則の定めにより、学部の代表としての役割を果たしている。
3-2 教授会	(1)教授会の役割(学長と教授会の関係)	☑	教授会の役割について、学校教育法第93条に基づき適切に定め、運営されている。

項目		チェック	実施状況の点検
公共性・信頼性(ステークホルダーとの関係)			
4-1 学生に対して	(1)学部ごとの3つの方針(ポリシー)	☑	①各学部において3つの方針(ポリシー)について確認し、適切に運用されている。 ②学校教育法に基づき、自己点検・評価を適切に実施し、ホームページで公表している。また、その結果に基づき教育研究等の充実に取り組んでいる。 ③就業規則、障害学生支援規程及びハラスメントの防止等に関する指針等に規定し、遵守している。
4-2 教職員等に対して	(1)教職協働	☑	教員と事務職員等は、教育研究活動等の組織的かつ効果的な管理・運営を図るため適切に分担・協力・連携を行っている。各種会議体や委員会を原則として教員と職員双方によって構成しており、教職協働体制が整えられている。
	(2)ユニバーシティ・ディベロップメント	☑	全構成員による、建学の精神・理念に基づく教育・研究活動等を通じて、私立大学の社会的価値の創造と最大化に向けた取組みを推進している。
4-3 社会に対して	(1)認証評価及び自己点検・評価	☑	① 認証評価 (くらしき作陽大学) 平成19年度、平成25年度、令和2年度にJIHEE(公益財団法人 日本高等教育評価機構)の評価を受審し、評価結果を踏まえて自ら改善を図り、教育・研究水準の向上と改善に努めている。 (作陽短期大学) 平成18年度にJACA(財団法人 短期大学基準協会)、平成25年度、令和2年度にJIHEE(公益財団法人 日本高等教育評価機構)の評価を受審し、評価結果を踏まえて自ら改善を図り、教育・研究水準の向上と改善に努めている。 ② 自己点検及び評価結果等を踏まえた改善・改革(PDCAサイクル)の実施 教育目標や組織目標の実現に向け、それらの目標の達成状況及び各種課題の改善状況等に関する定期的な自己点検・評価を実施し、その結果を踏まえた改善・改革のための計画を策定し、実行している。 ③ 学内外への情報公開 自己点検や改善・改革に係わる情報及び保有する教育・研究をはじめとする各種情報資源を、刊行物やホームページ等を通じて積極的に公開することにより、学内外の関係者及び社会に対する説明責任を果たしている。
	(2)社会貢献・地域連携	☑	① 社会の発展と安定に貢献するため、教育・研究活動の多様な成果を社会に還元することに努めている。 ② 産官学の組織的連携を強化し、「知の拠点」としての大学の役割を果たすとともに、産官学の結節点として機能している。 ③ 地域の多様な社会人を受け入れるとともに、時代の要請に応じた生涯学習の場を広く提供している。
4-4 危機管理及び法令順守	(1)危機管理のための体制整備	☑	危機管理マニュアル、危機管理に関する細則、消防、防災計画の整備に取り組んでいる。また、学生・教職員は毎年実施している防災訓練等で不測の事態に備えている。 サーバー機器を含めた学内に設置しているPCにはセキュリティソフトを導入している。上記対応により、学園の安全安心に寄与している。
	(2)法令順守のための体制整備	☑	① 全ての教育・研究活動、業務に関し、法令、寄附行為、学則並びに諸規程を遵守するよう組織的に取り組んでいる。 ② 法令等に違反する行為又はそのおそれがある行為に関する教職員等からの通報・相談(公益通報)を受け付ける窓口を常時開設し、通報者の保護を図っている。
透明性の確保(情報公開)			
5-1 情報公開の充実	(1)法令上の情報公表	☑	公表すべき事項は学校教育法施行規則(第172条の2)、私立学校法等の法令及びくらしき作陽大学・作陽短期大学情報公開規程等に基づき主体的に情報発信している。
	(2)自主的な情報公開	☑	法律上公開が定められていない情報についても、積極的に自らの判断により努めて公開している。
	(3)情報公開の工夫等	☑	情報の公表にあたっては、インターネットを使ったWeb公開が主流であるが、閲覧者が多岐にわたることを考慮し、「大学ポータル」を活用するほか、学校要覧、入学案内、広報誌、各種パンフレット等の媒体も活用している。また、分かりやすい説明を付けるほか、説明方法も常に工夫を行っている。